

令和5年度 島田市博物館常設展示施設改修等設計業務委託

企画提案（プロポーザル）募集要項

静岡県島田市

令和5年8月

昭和 41 年、島田宿大井川川越遺跡(以下「川越遺跡」とする。)が国指定史跡に指定され、その後、昭和から平成にかけて札幌や仲間の宿が整備されてきた。この川越遺跡の保存整備と並行する形で、資料館を設けることが提案され、平成 4 年 5 月 2 日、島田市博物館（以下、「博物館」とする。）として開館した。

博物館の設置目的は開館以来「現在から未来に向けて、より豊かな生活文化の創造を目指す生涯学習のよりどころとして、多くの人々に活用されること」であり、また、大井川の歴史、川越制度及び島田宿に関する資料を対象とし、人文系博物館という性格、そして博物館・朝顔の松公園・川越遺跡・分館と続くルートを歴史・文化ゾーンと位置づけ、目的に沿った活動を展開してきた。

この中で、博物館の性格を示す常設展示は、対象とする時代を江戸時代におき、大井川の歴史や島田宿と川越制度に特化した内容に決定された。

開館から 30 年以上を経過し、施設・設備の老朽化が進むとともに、展示の新鮮さを保つことが難しくなり、来館者数は横ばいの状況にある。また、これまでに積み重ねてきた調査研究や資料収集活動の成果が、常設展示の内容に十分には活かしきれていないのが現状である。

以上を踏まえ、この度、これからの時代に相応しい、最新の技術を応用した、常設展示施設へと改修することとした。

1 業務概要

(1) 業務名 令和 5 年度 島田市博物館常設展示施設改修等設計業務委託

(2) 企画提案（プロポーザル）の事務局

島田市役所 観光文化部 博物館課

〒427-0037 静岡県島田市河原 1 丁目 5 番 50 号

TEL：0547-37-1000 FAX：0547-37-8900

E-mail：hakubutu@city.shimada.lg.jp

(3) 業務の内容

島田市博物館本館常設展示室の機能不全エリアの改修提案及び実施設計を主目的とし、その他既存展示との調整についても配慮することとする。詳細は、「島田市博物館常設展示施設改修等設計業務委託 企画提案（プロポーザル）仕様書」のとおり。

(4) 委託期間 契約締結日の翌日より令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

(5) 上限提案金額 金 5, 500, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

注）参考見積書の金額が上限提案金額を超過した場合は失格とする。

(6) 当該工事予定金額（参考） 金 60, 000, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 公募スケジュール

	項目	日程
1	公募開始（公示）	令和 5 年 8 月 15 日（火）
2	質問受付期間	令和 5 年 8 月 15 日（火）から令和 5 年 8 月 22 日（火）

		午後 5 時まで
3	質問に対する回答	令和 5 年 8 月 29 日（火）までに、市ホームページで回答を公表します。
4	参加表明書提出期限	令和 5 年 9 月 1 日（金）午後 5 時まで
5	参加資格可否決定通知書送付	令和 5 年 9 月 8 日（金）
6	企画提案書提出期限	令和 5 年 9 月 22 日（金）午後 5 時まで
7	審査会（ヒアリング）	令和 5 年 10 月上旬（予定）
8	選定結果通知	令和 5 年 10 月中旬（予定）
9	委託契約締結	令和 5 年 10 月中旬（予定）

3 参加資格要件

参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 島田市入札参加資格者名簿に登録されていること。
※新たに入札参加申請をする場合、手続きに日数を要するため、事前に 1 (2) に掲げる事務局へ連絡すること。
 - (3) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成 19 年島田市告示第 159 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
 - (4) 島田市暴力団排除条例（平成 24 年島田市条例第 31 号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (6) 納期限の到来している国税及び地方税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）の未納がないこと。
 - (7) 複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ① 単独で申請した団体が他の共同企業体の構成員となること及び共同企業体申請の構成員が他の共同企業体の構成員となることはできないこと。
 - ② 共同企業体等一覧表（様式 11）、委任状（共同企業体等）（様式 12）及び共同企業体協定書の写し（共同企業体の構成団体の役割、責任分担に関する事項が記載されていること）を提出すること。
 - (8) 高度なデザイン力と企画力をもって本業務を実施できる能力を有すること。
 - (9) 過去 5 年以内に人文系博物館及び美術館の新設もしくは改修の履行実績があること。
- ※ 共同企業体を構成する場合は、上記(1)から(7)までの要件について、全構成企業について満たしていること。

4 参加手続き

本募集に参加する意向のある方は、次により参加表明書を提出すること。

(1) 提出物及び提出部数

- | | | | |
|---|---------|-------------|-----|
| ア | 様式 3 | 参加表明書 | 1 部 |
| イ | 様式 4 | 会社概要調書 | 1 部 |
| ウ | 登記事項証明書 | (履歴事項全部証明書) | 1 部 |
| エ | 様式 7 | 業務実績調書 | 1 部 |

※ 共同企業体を構成する場合は、3(7)②に掲げる様式 11、様式 12 及び共同企業体協定書の写しとともに、上記イからエまでの提出物について、全構成企業について提出すること。

(2) 提出先 事務局

(3) 提出方法 持参または書留郵便

(4) 提出期限 令和 5 年 9 月 1 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

(5) 参加資格の審査

① 提出書類を基に、参加表明書提出者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

② 参加資格可否決定通知書・企画提案書提出の要請

参加資格可否決定通知書(様式 5)により、参加表明書提出者に書面で可否を通知するものとする。参加資格を得たものは、本要項に基づき、企画提案書一式を提出するものとする。

(6) 本プロポーザルへの参加表明書提出後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

① 提出書類 辞退届(様式 13)

② 提出先 「4 参加手続 (2) 提出先」と同じ

5 現地視察

説明会は実施しない。現地視察を希望する場合は事前に事務局に連絡し、事務局が指定する日時に行うこと。また、質問事項は下記「6 質問の受付及び回答」のとおりとする。

現「博物館常設展示物製造設置工事 竣工図」の閲覧も、上記と同様とする。

6 質問の受付及び回答

本要項等の内容について疑義がある場合は、次により質問書を提出すること。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 様式 募集要項等に関する質問書(様式 1)

提出先 事務局

(2) 提出方法 電子メール ※電子メールを送信した場合は、遅延なく事務局へ受信確認を行うこと。

(3) 提出期限 令和 5 年 8 月 22 日 (火) 午後 5 時 00 分まで (必着)

(4) 回答方法 質問者名を伏せたうえで、本市ホームページで公表する。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和5年9月22日(金)午後5時必着
- ② 提出先 事務局
- ③ 提出方法 持参又は書留郵送
- ④ 提出物
 - ア 様式6 企画提案書提出届
 - イ 様式7 業務実績調書
 - ウ 様式8 業務実施体制
 - エ 様式9 工程表
 - オ 様式10 企画提案書 ※下記、⑤に枚数の制限を示しました。
 - カ 様式任意 参考見積書 (ア)内訳書を添付すること。(イ)仕様書に記載の業務を実施するために必要な経費を算出すること。(ウ)内訳書はできるだけ詳細に分類して記載すること。
 - キ 様式11 共同企業体等一覧表 ※共同企業体を構成する場合のみ提出すること。
 - ク 様式12 委任状(共同企業体等) ※共同企業体を構成する場合のみ提出すること。
 - ケ 3(7)②に掲げる共同企業体協定書の写し ※共同企業体を構成する場合のみ提出すること。
- ⑤ 提出物の規格・枚数 提出書類の規格は、日本工業規格のA4サイズの片面書きとする。ただし、図面等で文字の判読性や詳細部分の確認等の理由からやむを得ない場合については、A3サイズの片面とすることも可とする。「オ 様式10 企画提案書」の枚数については、30枚以下とする。
- ⑥ 提出部数 8部(正本1部、副本7部)及びCDデータ(PDFデータ及びWordデータまたはExcelデータによる)1枚

8 企画提案書に関する審査

(1) 審査会の設置

企画提案書に関する審議については、「島田市博物館常設展示施設改修事業検討委員会」で実施し、当委員会委員を審査員とする。尚、当委員会の委員は、委員会規則第3条で規定された、学識経験者、地域関係者、観光関係団体の代表者、市の職員のうちから、市長が委嘱または任命する5人以内で構成される。

(2) 審査員の評価

プロポーザル評価基準表(別紙)に基づき、審査員が提案書の評価・採点を行う。

(3) ヒアリング審査

企画提案についてのヒアリング等を実施し、総合評価点数が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

- ① 実施日 令和5年10月上旬(予定)
- ② 実施場所 島田市博物館整理工作室
- ③ 実施内容

ア 企画提案内容の説明（20分程度）

イ 質疑応答（10分程度）

- ④ 留意事項 ヒアリング出席者は、責任者を含む3名以内とします。
- ⑤ その他 説明用のスクリーンは事務局で用意するため、希望者は事前に申し出ること。
その他必要な資料、プロジェクターほかの機材等がある場合は、説明者が用意すること。

9 審査結果の通知と公表

審査会の選定結果を申請者に書面で通知するとともに、全ての審査結果（申請者の名称及び所在地、審査項目ごとの平均評価点数）を、島田市ホームページで公表します。

なお、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

10 契約

審査会の結果によって選定されたものを委託先候補者とし、詳細な業務内容及び契約要件について島田市と協議・合意した後に委託契約を締結する。

11 その他

(1) 企画提案書の作成等に係る費用

参加表明書及び企画提案書の作成、企画提案（プロポーザル）に関する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 企画提案書の著作権

採択された企画提案書等の著作権は、島田市に帰属するものとする。

(3) 無効となる企画提案（プロポーザル）

- ① 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 虚偽の内容が記載されているもの
- ③ 本企画提案（プロポーザル）に関して委員会委員との接触があった場合
- ④ 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ⑤ 提案書に記載すべき事項以外が記載されているもの